

議案第 2 号

伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第3条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第8条 第3条第4項及び第5条第5項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期の特例)

2 施行日以後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成29年6月30日までとする。